【令和８年 11 月４日公表】

国民健康保険資格情報のお知らせの誤送付について（保険年金課）

保健福祉部保険年金課において、国民健康保険資格情報のお知らせ（以下「資格情報書類」という。）を誤送付した事案（以下「本件事案」という。）が発生しましたので、以下のとおり、本件事案の内容と再発防止策等について公表いたします。

また、関係者の皆さまには、多大なるご心配やご迷惑をおかけすることになり、心からお詫び申し上げますとともに、再発防止策を講じることにより、今後このような事案が生じないように努めてまいります。

１　事実経過

⑴　令和８年８月 27 日（木曜日）
- Ａ氏が自身の国民健康保険資格取得の手続のため来庁。
- 保険年金課の職員が手続においてＡ氏の資格情報書類を出力した際、同時にＡ氏の同世帯員であるＢ氏の資格情報書類も出力された。
- Ａ氏にＡ氏の資格情報書類を渡し対応を終了した。
- 同職員が別の事務でＣ氏に関する処理を行った。
- Ｃ氏へ処理後の書類を送る際、誤ってＢ氏の資格情報書類も同封し送付した。

⑵　令和８年９月 17 日（木曜日）
- Ｃ氏から自分宛の郵便物にＢ氏の資格情報書類が紛れているとの連絡があり、本件事案が発覚した。
- Ｃ氏にお詫びし、Ｂ氏の資格情報書類については送付する返信用封筒を使って返送いただくこと、知り得た情報を口外しないことを依頼し、了承を得た。

⑶　令和８年９月 30 日（水曜日）
- Ｃ氏が返送したＢ氏の資格情報書類が保険年金課へ届いた。
- Ｂ氏に架電し訪問して謝罪したい旨を伝えたところ、Ｂ氏が来庁された。
- Ｂ氏に対し、経緯の説明と謝罪を行った。

２　漏えいした情報

- Ｂ氏の氏名、住所、被保険者番号及び医療費の自己負担割合

３　漏えいの原因

- 資格情報書類の出力時、不要な書類（同世帯員の資格情報書類）も出力した。
- 不要な書類を出力したままにしていた。
- Ｃ氏に関する処理内容のダブルチェックはしていたが、封入時に不要な書類の紛れ込み等がないかのダブルチェックはしていなかった。

４　再発防止措置

- 資格情報書類の出力時には必要なもののみ出力する。
- 不要な書類は速やかに廃棄する。
- 郵送を伴う処理のダブルチェックについては処理内容だけでなく、「事務処理における個人情報漏えい防止マニュアル」に則り、不要なものの混入や文書の入れ違いがないかの封入時確認も徹底する。その際、処理書類に設けたチェック欄を活用することとする。